

尼崎市公営企業局公式ホームページバナー広告表現ガイドライン

(目的)

第1条 尼崎市公営企業局公式ホームページ（以下「公営企業局ホームページ」という。）に民間事業者等のバナー広告を掲載するにあたっては、その広告表現について、尼崎市公営企業局広告掲載要綱、尼崎市公営企業局広告掲載基準及び尼崎市公営企業局公式ホームページ広告取扱要領に規定する事項のほか、Webデザイン及びユーザビリティを保持するため、以下の各条の事項に留意しなければならない。

(広告の規格)

第2条 広告の規格は、次の各号のとおりとする。

- (1) 高さ 天地60ピクセル
- (2) 幅 左右120ピクセル
- (3) 容量 10KB以内
- (4) データ形式 GIF形式（GIFアニメーション可）、JPEG形式
※GIFアニメーション形式を採用する場合は第7条の内容を満たしたものに限り。

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第3条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は、原則として次の各号のとおりとする。

- (1) 掲載ページ 公営企業局ホームページのトップページ
- (2) 位置 トップページ下部
- (3) 枠数 10枠（ただし、枠数以上の申し込みがあった場合は個別に対応する。）

(禁止画像)

第4条 次の各号の画像を含むバナー広告は禁止する。

- (1) 著作権を侵害するもの
- (2) 肖像権を侵害するもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) その他公営企業局ホームページに掲載する画像として適当でないと公営企業局が認めるもの

(禁止表現)

第5条 次の各号の表現を含んだバナー広告は、利用者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク（警告表示）
- (3) ラジオボタン（選択肢の表示）
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

(GIFアニメーション)

第6条 GIFアニメーションを用いる場合は、利用者に不快感を与えないようにするため、次の各号のとおりとする。

- (1) 画面が切り替わるものや点滅するものは、切り替えや点滅の間隔を1秒間に3回以

下とする。

- (2) アニメーションは、その開始から5秒以内にアニメーションを停止しなければならない。

(ALT属性)

第7条 バナー広告の画像には、内容を的確に示すため、ALT属性を付けるものとする。

(公営企業局ホームページとの区別)

第8条 次の各号の表現については、利用者が公営企業局ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止する。

- (1) 公営企業局ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 利用者が尼崎市公営企業局（以下「公営企業局」という。）の事業であると誤解しやすいもの

(色調)

第9条 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第10条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(修正)

第11条 公営企業局は公営企業局ホームページ全体のアクセシビリティを確保するため、前各条の規定に基づき提出されたバナー広告の画像の修正を求める場合がある。その際は、広告主の責任において修正すること。

(補則)

第12条 このガイドラインに定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

このガイドラインは、平成24年4月1日から施行する。

付 則

このガイドラインは、平成30年4月1日から施行する。

付 則（令和5年12月7日決裁）

このガイドラインは、令和5年12月25日から施行する。